

生活福祉委員会会議録

平成 2 5 年 3 月 5 日	1 3 時 0 0 分	開 会
	1 4 時 4 8 分	閉 会

網 走 市 議 会

午後1時00分 開会

○空委員長

御苦労さまでございます。定刻となりましたので、ただいまから生活福祉委員会を開会をいたします。

本日の委員会ですが、議案9件、それから請願5件、このうち継続審査が3件、新規が2件、それから要請1件、これも継続審査議件でございますけれども、合計15件について審査をいただきます。よろしくお願いします。

では早速、審査に入ります。

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、所管分。

この件については、補正予算11項目と債務負担行為補正がございます。合わせて12件、一括にて説明をいただき、最後に一括で質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、民生費社会福祉費社会福祉総務費から説明願います。

○後藤市民部次長

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、保険年金課所管分について御説明申し上げます。

民生費社会福祉費国民健康保険特別会計繰出金でございます。

資料10号の14ページをごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について、地方交付税に算入されております国保財政安定化支援事業分等の確定及び国保運営の健全化のため、出産育児一時金、福祉医療影響分も増額して繰り出すため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として国保財政安定化支援事業分1,072万9,000円、出産育児一時金分1,190万円、福祉医療影響分876万5,000円、平成23年度特定健診国庫負担金及び道負担金の精算にかかる返還金39万4,000円。平成23年度高齢者円滑運営事業費精算にかかる返還金6万3,000円の合計3,185万1,000円を増額するものでございます。

財源でございますが、記載のとおり全額一般財源となっております。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、民生費高齢者福祉費について。

○児玉介護福祉課長

続きまして、平成24年度一般会計高齢者福祉費補正予算、老人保護措置事業につきまして御説明申し上げます。

資料10号の15ページをごらん願います。

まず、補正の理由及び内容についてでございますが、養護老人ホームへの措置入所者数が当初見込みを下回ったため、老人扶助費としましてマイナス1,250万円を減額補正するものでございます。

なお、補正額の歳出予算、歳入予算の詳細につきましては内訳に記載のとおりでございます。

続きまして、資料10号の16ページになりますが、平成24年度一般会計高齢者福祉費補正予算、特別会計繰出金について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容についてですが、介護保険事業におけます利用者負担特別対策補助金及び介護給付費の支給の増加により介護保険特別会計繰出金としまして271万3,000円を追加補正するものでございます。

補正額と歳出予算の詳細につきましては、内訳に記載のとおりでございます。全額一般財源でございます。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、児童福祉費関連について。

○松野子育て支援課長

それでは、次に子育て支援課所管分につきましての補正予算について御説明させていただきます。

議案資料10号、17ページをごらんください。平成24年度一般会計児童福祉費補正予算、子どものための手当支給事業につきまして補正の理由及び内容につきましては、支給対象者が減少しましたため、次の経費を減額補正するものでございます。

経費使途につきましては、子どものための手当支給ということで、1,245万7,000円の減額となります。補正額及び財源内訳等は記載のとおりでございます。

続きまして、資料の18ページをごらんください。

同じく平成24年度一般会計児童福祉費補正予算、児童扶養手当支給事業につきまして、補正の理由及び内容につきましては、支給対象者が減少

したため、次の経費を減額補正するものでございます。

経費使途につきましては、児童扶養手当支給ということで、1,291万1,000円の減額となったところでございます。

補正額及び財源内訳等は記載のとおりとなります。

続きまして、同じく資料の19ページをごらんください。

平成24年度一般会計児童福祉費補正予算について、幼稚園就園奨励費補助金についてでございます。

補正の理由及び内容につきましては、支給対象者が減少したため、次の経費を減額補正するものでございます。

また、被災児の就学支援にかかる交付金の追加に伴い、財源補正するものでございます。

減額となります金額につきましては、967万4,000円ほか、歳入での増額につきましては23万4,000円となります。

補正額及び財源内訳は記載のとおりとなっております。

続きまして、資料20ページをごらんください。

平成24年度一般会計保育所費補正予算、潮見保育園一時保育事業補助金についてでございます。

補正の理由及び内容につきましては、潮見保育園の一時保育者が増加したため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途につきましては、一時保育に対する補助金ということで、126万円が増額となります。補正する額の歳出予算及び歳入予算は記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、生活保護費のうちの扶助費について御説明願います。

○川上社会福祉課長

続きまして、平成24年度一般会計生活保護事業扶助費の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

資料10号の21ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございますが、生活保護事業にかかる予算につきまして、保護世帯及び人員の増加と高額な医療費が多数発生したことと

われまして、昨年12月の第4回定例会においても扶助費の追加補正を行ったところでございますが、その後も大きな手術等によります高額な医療費の負担が多数発生しておりますことから、医療分の扶助費6,024万円を追加補正するものでございます。

財源につきましては国庫負担金が4,518万円、一般財源1,506万円でございます。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、環境衛生費清掃費について、3件続けてお願いします。

○後藤生活環境課長

平成24年度一般会計補正予算中、生活環境課所管分について私のほうから説明させていただきます。

一般会計、清掃費補正予算の一般廃棄物処理施設整備事業についてでございますが、議案資料10号の22ページをあわせてごらんください。

補正の理由及び内容は、事業の財源としておりました国庫補助金の内示がおくれたことにより、事業候補地における生活環境影響調査の春季及び夏季の季節的調査での実施が困難となったことと、入札執行残が生じたことから、次の経費を減額補正するものでございます。

また、国庫補助金の増額に伴う財源補正をするものでございます。

経費の使途は、測量調査業務、地質調査業務、施設基本設計等に係る委託料として合計878万8,000円を減額するものでございます。

補正額の歳出予算につきましては、資料に記載のとおり款項目、事業名でございますが、財源内訳は国庫補助金は124万7,000円の増、一般財源が1,003万5,000円の減となり、補正後の額は4,080万1,000円とするものでございます。

歳入予算については、資料に記載のとおりでございます。

次に、資源物処理施設整備事業ですが、議案資料10号、23ページをごらんください。

補正予算の理由及び内容は、資源物処理施設基本設計委託業務の入札執行残により、次の経費を減額するものでございます。また、国庫補助金の増額に伴い財源補正をするものでございます。経費使途は、施設基本設計等にかかる委託料で、493万5,000円の減でございます。

補正額の歳出予算につきましては、記載のとおり
の款項目、事業名でございますが、補正額は
493万5,000円の減で、財源内訳は国庫補助金35万
6,000円の増、一般財源529万1,000円の減とな
り、補正額の補正後の額は892万5,000円とするも
のでございます。

歳入予算につきましては、資料に記載のとおり
でございます。

次に、堆肥化処理施設整備事業でございます
が、議案資料10号、24ページをごらんください。

補正の事業及び内容は、生ごみ処理施設の基本
設計の内容精査及び入札執行残により、次の経費
を減額補正するものでございます。

経費使途は、施設基本設計等にかかる委託料
639万5,000円の減でございます。

補正額の歳出予算は、記載のとおり
の款項目、事業名でございますが、補正額は639万5,000円の
減、財源内訳は一般財源で639万5,000円の減とな
り、補正後の額は767万5,000円とするものでござ
います。

以上でございます。

○空委員長

次に、債務負担行為補正について、北見赤十字
病院整備支援事業について御説明願います。

○大島健康管理課長

平成24年度一般会計補正予算債務負担行為の補
正につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料10号の2ページの3債務負担行為の補
正、一般会計の2段目、北見赤十字病院の整備支
援事業をごらん願います。

北見赤十字病院整備支援事業につきましては、
助成額を7,785万円、平成25年度から平成27年度
までの3年の分割で支出することとして、今年度
中に覚書の締結等の事務を取り進める必要があり
ますことから、債務負担行為として追加補正をす
るものです。

以上でございます。

○空委員長

以上で、議案第21号について説明をいただきま
した。

ここで、一括して質疑、審査をいたしたいと思
います。

○松浦委員

それぞれ聞いていきたいというふうに思いますが、
まず国保の関係で操出金についてということ

で、国保の財政安定化支援事業の確定及び国保運
営健全化の出産育児一時金、そして福祉医療影響
分を増額してということですが、もうちょっとこ
の中身について詳しく説明していただきたいと思
います。

○後藤市民部次長

初めに、国保財政安定化事業ですが、これは国
のほうから交付税が来ております。この額は当初
予算では3,000万円見込んでおりましたが、この
金額が4,072万9,000円に確定いたしまして、差額
の1,072万9,000円、これを増額したものです。

次に、出産育児一時金分ですが、これは当初、
2,380万円操出金だったのですが、これは一時金
の3分の2の経費を繰り出していたのですが、残
りの3分の1も増額、拡充して繰り出すというこ
とで、合計で3,570万円、増額分は1,190万円と
なっております。

福祉医療影響分、これは資産カット分影響分
ですけれども、もともと当初予算は876万5,000円と
いうことで、2分の1の額を繰り出していたので
すが、残る2分の1も増額して繰り出すというこ
とで、同じく876万5,000円を拡充して繰り出すも
のでございます。

以上です。

○松浦委員

これは、それで非常に結構なことだと思うので
すけれども、当初予定していた額、3分の2を残
りの3分の1も出すという、出産一時金につい
て、それから福祉医療影響分についても残りの2
分の1も出すという、それはそれとしてよろしい
のですけれども、これは結局法定外で出すという
ことで捉えてよろしいでしょうか。

○後藤市民部次長

出産育児と福祉医療影響分は法定外という位置
づけでございます。

○松浦委員

それはそれでいい判断だと思います。そういう
点では私は異議はないというふうに思いますが、
他の部分でもこういった形でやっていただければ
よろしいかなと思うのです。

次、続けて伺います。

老人保護措置事業の関係です。

当初見込みを下回ったということであり
ます。それで、当初見込みがどれだけ見込んで
いて、結果として今回、何名それに対して下回
ったために

このような減額になったのか伺います。

○児玉介護福祉課長

養護老人ホームへの入所者数でございますが、当初予算だとしまして、静湖園を初め、道内合計で4施設に今、入所していらっしゃる方、合計で27名を入所予定してまして計上しておりました。

1月31日現在、2月末現在の実際の入所者数は19人となっております、単純に人数で比較しますと8人ですが、途中で入所退所がありますので、人数的には7名の方が下回ったという状況でございます。

○松浦委員

それは理解いたしました。

それから次、介護保険の関係ですけれども、ここで利用者負担特別対策補助金及び介護給付費の支給の増加によるということなのですが、もうちょっとこの点で詳しくお話いただければと思いますが。

○児玉介護福祉課長

介護保険特別会計操出金の内訳等でございますが、まず利用者負担特別対策補助金につきましては、低所得者の方への利用自己負担の補助があります。こちらが100万円の補正になっておりまして、介護給付費につきましては詳しくは後ほど特別会計で御報告いたしますが、居宅サービス、在宅系の部分がふえています。約6,600円。それに伴いましてケアプラン作成費240万円、それと逆に施設系の給付費が下がっておりまして、地域密着型というサービスで1,850万円、施設管理サービスとして約4,000万円、そして特定入所者介護サービス費といたしまして、低所得者の方への施設入所の際の居住費等の負担軽減ですけれども、これは逆に360万円、合計で1,470万円の債務補正、介護保険としましては補正を組まれます。

それに対応します一般会計からの操出金という状況でございます。

○松浦委員

それは理解をいたしました。

次に、児童手当の関係でございます。ここでもう支給対象が減少したためということにもなっておりまして、30名が減るということもありました。

それから、隣の幼稚園就学奨励費補助金のほうでも33名減少ということで、当初予定よりも減少

しているというふうになっております。

それは予算当初組む上では少なめには組まないはずですから、一定の目安をもって予算を組むのだろうというふうに思いますけれども、金額的に一定の金額でやっているというふうに思いますので、この辺の減少した要因というのが予定より子供が少なかったとか、転居だとかいろいろあるのだろうというふうに思いますけれども、その辺の状況について伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

実際的には子供全体の話としてさせていただきたいと思いますが、ここ数年間はある程度、横ばいの出生率というような形で3年ほど出生はしておりましたけれども、今年度、特に出生数は減少傾向にあるという、今現在の状況で、減少しているという状況にありますけれども、それに伴い幼稚園就園奨励費などにつきましては、それぞれの対応する年代は減少傾向であり、年間40名前後ずつ毎年減ってきている状況となっております。

これらの要因によりまして、人数が支給する対象者等は減ってきているものと考えております。

○松浦委員

そういう意味では、これからの網走の次代を担う子供たちが減少しているという、非常に危惧を抱くところでありますけれども、それは理解いたしました。

次に、潮見保育所の一時保育の関係ですけれども、そこは逆に当初予定よりも増加をすると、説明会の中でも1,000名を超える見込みだということでもありますけれども、この辺の状況を詳しく伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

潮見保育園の一時保育につきましては、前年まではおおむね800名から900名弱程度で今まで推移してきておりました。

ところが、今年度に入りまして利用者が1,000名ほどになる見込みとなったところでございます。

国の補助の基準が900名を境として増額、900名以上の場合は増額となるという形になりますことから、当市としても1,000名ほどになることから増額をして一時保育の費用として交付することによって取り扱っているところでございます。

○松浦委員

わかりました。

一般廃棄物の関係ですけれども、これは国庫補助金の内示時期がおくれたことになります。春季、夏季の季節的調査の実施が困難となったということと、入札執行残ということでありますけれども、入札執行残という、この辺の内容についても私よくわからないのと、この場合、今後どうするのかという点がちょっと見えないものですから、その辺についても伺いたいと思います。

○後藤生活環境課長

まず最初に、一般廃棄物処理施設に関する部分の調査ほか委託料ですけれども、これは網走市がつくろうとしております施設に関する基本構想で環境省と協議をしている段階におきまして、まず最初の地形測量地質調査については候補地全てではなく、その中である程度、施設の建てる位置を限定をして調査をなささいということがございまして、当初予算の見込みよりも大幅に調査面積を減らせたということが設計額として落とした部分が大きな部分です。

それから、基本設計の中に含まれております生活環境影響調査については、国の内示が11月1日付だったということで、それ以降の発注になったものですから、春季、夏季の調査については平成25年度予算に基づいて引き続き調査を進めるということで考えてございます。

それから資源物処理施設堆肥化処理施設につきましては、環境省との協議の中で基本的な設計、施工指針としては建築設計に関しては機械設備等の種類が決まってから建築に対しても実質的に決まってくるということが順番としてあるのが基本的な指針でございまして、その建築に関する部分の基本設計については設計段階である程度、縮小するということで大幅に金額の減少したということでございます。

以上です。

○松浦委員

それについては理解いたしました。

堆肥化処理施設事業の関係でも、これも基本設計の内容精査及び入札執行残というようなことでありました。これも同じような内容なのか、その辺、お聞かせください。

○後藤生活環境課長

堆肥化処理施設につきましても、環境省との協議の中において、施設のあり方も最初に施設整

備、機器の整備のものが決まってから建築等も決まっていくということで、その辺を減少したものになっています。

以上です。

○松浦委員

わかりました。

○空委員長

他にございますか。

○松浦委員

あと1点、実は国の地域の元気、国の緊急経済対策であるわけですけれども、その中でもいろいろ午前中の総務文教委員会の中でも議論が出てくるのですけれども、その建設にかかわっての事業ということで、この当生活福祉委員会の所管の関係で、もしその関係で考えている事業なんか、それがどうなのかわかりませんけれども、考えている事業なんかはあるのか、ないのか。あれば、わかれば伺いたいと思います。

○大澤副市長

午前中の総務文教委員会でもお話ししましたが、今回、経済対策で補正予算53億円程度、これらを組んでいます。

このことをベースにしてその元気交付金が当たるというふうにこちらも押さえておりますけれども、これらの補助事業が全部採択されるというのはまだわかりませんので、金額的には大ざっぱで言えば午前中の議論なのかという感じはいたしております。

その元気交付金は経済対策ですから、午前中は基金積んでじっくり考えてというようなお話もありましたけれども、基本的には経済対策ですので、速やかに経済対策を打つ事業に充てなさいというのが基本的な話なのだろうと思います。

どういった単独事業なり、建設事業なり、組んでいくかという部分はこれからのお話でありまして、各部の懸案事項だとかということの取りまとめはしておりますけれども、どの部分に幾らというところまで、まだ踏み込んでおりませんので今はそういった段階です。

○空委員長

松浦委員、この中身についての質問だったらいいのですけれども、その他の部分でもし今の案件については、その他の部分で意見を徴したいと思いますので、よろしいですか。

それでは、議案21号について他に皆さんの御意

見ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第21号につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第23号平成24年度網走市国民健康保険特別会計補正予算についての説明をお願いします。

○後藤市民部次長

議案第23号平成24年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料10号の25から26ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、保険給付費等にかかる経費を追加補正し、あわせて確定した財源について所要の補正を行うものでございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出補正予算の総額は1億2,805万1,000円で、補正の内容と事業別財源内訳は下のほう(3)に記載しております。

初めに、(3)の①療養所費と一般被保険者分ですが、医療費の増加に伴い追加補正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、26ページをごらんください。

②出産育児諸費では、一般会計からの繰入金と増額に伴い、財源補正するものでございます。

③療養諸費等退職被保険者分ですが、医療費の増加に伴い追加補正するものでございます。

④後期高齢者支援金ですが、支援金の確定に伴う追加補正でございます。

⑤保険財政協働安定化事業拠出金につきましては、拠出金の確定に伴う追加補正でございます。

⑥償還金では、平成23年度医療費等の負担金、補助金の確定に伴い清算のため追加補正するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

資料10号、補正予算の内容の2ページ、3番の債務負担行為の補正。これの上から2段目になります。

補正の内容でございますが、平成25年度の印刷業務の契約に当たりまして、平成24年度中に契約

事務を取り進める必要があることから、債務負担行為限度額、国民健康保険被保険者証等印刷業務契約112万6,000円、国民健康保険納入通知書印刷業務契約17万9,000円を追加補正するものでございます。

以上でございます。

○空委員長

それでは、委員の皆さんの御意見を賜りたいと思います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第23号平成24年度網走市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第27号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

○児玉介護福祉課長

議案第27号平成24年度介護保険特別会計保険業務費、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費の補正予算につきまして御説明申し上げます。

資料10号の27ページをごらん願います。

まず、補正の理由及び内容についてですが、利用者負担特別対策補助金の支給及び介護給付費利用の増加により、次の経費を追加補正するものでございまして、経費、使途としましてはこちらにありますとおり、利用者負担特別対策給付費として100万円、居宅介護サービス給付費としまして6,590万円、居宅介護サービス計画給付費としまして240万円、地域密着型サービス給付費としましてマイナス1,850万円、施設介護サービス給付費としましてマイナス3,970万円、特定入所者介護サービス費としまして360万円、合計しまして1,470万円を追加補正するものでございます。

補正額の歳出予算及び歳入予算の詳細につきましては、27ページ中段の2補正額から、29ページこちらに記載のとおりでございます。

○空委員長

それでは、議案第27号について、続けて債務負担行為もお願いします。

○児玉介護福祉課長

続きまして、介護保険特別会計の債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

資料10号の2ページの3 債務負担行為の補正についてごらん願います。

下から3番目になりますけれども、平成25年度の介護保険事業を円滑に進めるため、平成24年度に契約事務を取り進める必要がありますことから、事務機器のリース契約分としまして41万3,000円、要介護認定膳本調査契約分としまして803万3,000円をそれぞれ債務負担行為の限度額としまして追加補正するものであります。

以上でございます。

○空委員長

それでは、議案第27号並びに債務負担行為補正についての質疑を行います。

御意見ございますか。

○松浦委員

ちょっと伺いたいのは、地域密着型サービス給付金、施設介護サービス給付費、この二つなのですけれども、1,850万円と3,970万円というふうに減額になっておりますけれども、その主な理由と伺いますか、これについて伺います。

○児玉介護福祉課長

まず、地域密着型サービス給付費の減額の要因でございますが、こちらにつきましては地域密着型のグループホーム及び老人福祉施設、小規模の老人ホームでございますが、入所定員は見込みのとおりでございますけれども、今年度の介護報酬の単価の改定により若干、下がっているということでございます。

こちらにつきましては、当初、見込みの人数と若干、増減がございますけれども、大体こういった施設は1人、年間で300万円から350万円程度の給付費となりますけれども、それを含めての減ということになっております。

施設介護サービス給付費の減額要因でございますけれども、こちらにつきましては当初見込んだ人数、地域入所等の人数に対しまして対象入所の人数、結果的に、やはり補助単価の減額によって給付費全体が下がっているということがここでも言えると考えております。

○空委員長

ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第27号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算並びに債務負担行為補正について、委員全員の一致により原案を可決することに決定いたします。

続きまして、議案第29号平成24年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでありますけれども、本件につきましては債務負担行為の補正でございます。

説明を求めます。

○後藤市民部次長

議案第29号平成24年度後期高齢者医療特別会計の債務負担行為につきまして御説明を申し上げます。

資料10号の2ページになります。

3の債務負担行為の補正の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

補正の内容でございますが、平成25年度の入札業務の契約に当たりまして、平成24年度中に契約分を取り進める必要があることから、債務負担行為限度額、高齢者医療納付書印刷業務契約14万円を追加補正するものでございます。

以上でございます。

○空委員長

御意見伺います。何か御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

何もございませんので、議案第29号平成24年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算の債務負担行為については、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第32号網走市新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○大島健康管理課長

議案第32号網走市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の内容を御説明申し上げます。

議案資料の56ページの資料13をごらんください。

条例の制定の趣旨でございますが、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合に、市が設置しなければならない対策本部に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、必要な措置を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、資料2の内容に記

載のとおりとなっております。

施行期日でございますが、資料の3のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するとしております。

以上でございます。

○空委員長

早速、審査をいたします。

御意見ございますか。

○松浦委員

新型インフルエンザということですから、まさに今、緊急な状態というふうになると思うのですけれども、その場合はどういった状況になったときにこの対策本部というのが設置することになるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○大島健康管理課長

まず、新型インフルエンザにつきましては、新たに人から人に感染する能力を有することになったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないということから、その感染が全国的かつ急速に蔓延するというところで、それによって国民の生命、健康に重大な影響を与える恐れがあるというものとしております。

このため、国民におきましては新型の蔓延を防ぐため、さらにそれによって経済活動、その他国民経済とか国民生活にも重大な影響を及ぼした場合に、そういう場合に緊急事態宣言をされるということでございまして、その宣言を受けて市のほうで対策をとるという流れになります。

○松浦委員

わかりました。

○空委員長

他に御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第32号網走市新型インフルエンザ等対策本部条例制定につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第33号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について及び議案第34号網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例制定について、議案第35号網走市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定についての3件について、続けて御説明を伺います。

○児玉介護福祉課長

議案第33号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料57ページから59ページの資料14号をあわせてごらんいただきます。

初めに、制定の趣旨でございますが、地域主権改革一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令によって定められておりました要介護1から5までの方を対象とする地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとなったため、当該条例を制定しようとするものでございます。

次に、内容でございますが、第1条から第3条までは総則としましてそれぞれ趣旨、用語の定義、一般原則について規定しまして、第4条以降につきましては、地域密着型サービスは八つのサービスがございまして、それぞれの定期巡回随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、これは認知症向けのデイサービスですが、次に小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございまして、地域密着型特定施設入居者生活介護、いわゆる小規模のケアハウスとなります。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームです。最後に、複合型サービス、この八つのサービスにつきまして、それぞれ基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものでございます。

なお、条例制定におきます厚生労働省令との関係でございますが、現行の国の基準と同様の内容としたものでございます。

次に、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第34号網走市特定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料60ページ、61ページの資料15号をあわせてごらんいただきたいと思います。

制定の趣旨でございますが、先ほどの議案33号と同一の制定趣旨でございます。従来、厚生労働省令によって定められていた要支援1から2までの方を対象とする地域密着型の介護予防サービスについてそれぞれ各基準を市町村の条例で定めることになったので、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、内容でございますが、第1条から第3条までは先ほどと同様、総則としまして規定しております。

第4条以降につきましては、介護予防の地域密着型事業につきましては、三つのサービスがございまして、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、この三つのサービスについてそれぞれ基準の方針、各基準等及び効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものでございます。

条例制定におけます厚生労働省令との関係につきましても、先ほどと同様、国の基準と同様の内容としております。

次に、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第33号網走市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定についてお尋ねいたします。

議案資料62ページ、資料16号をあわせてごらん願います。

初めに、制定の趣旨でございますが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が昨年より、これまで厚生労働省令によって定められていた地域密着型同様に介護予防型のサービスの申請者の法人格の有無及び指定地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模の特別養護老人ホームでございますけれども、この施設の入所定員について基準を市町村の条例で定める形となったため、当該条例を制定しようとするものでございます。

次に、内容でございますが、第1条においてこの条例の趣旨を規定し、第2条は地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、国の基準どおり29名以下と規定するものでございます。

第3条は、指定地域密着型サービス事業及び介

護予防サービス事業申請者の資格について定めるものでありますが、こちらにつきましても国の基準どおり、法人であるものと規定するものでございます。

次に、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○空委員長

それでは、議案第33号並びに34号、35号、一括して質疑を受けたいと思います。

(「なし」の声あり)

○空委員長

よろしいですか。

それでは、議案第33号について、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。及び議案第34号についても、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。議案第35号につきましても、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第36号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議案といたします。

説明を求めます。

○松野子育て支援課長

私のほうから、議案第36号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案資料63ページ、資料17号をごらんください。

趣旨につきましては、北海道から特に法定権限移譲される母子保健法第20号の規定に未熟児療育医療給付にかかる医療費の保護者への負担分への医療助成について規定の整備を行うため、当該関係の2条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますけれども、母子保健法第20条の規定による未熟児の養育医療給付が行われる場合は、保護者の所得により医療費の保護者負担分が生じ、助成する手続きのため別途に医療費助成の申請手続きが必要となりますことから、未熟児療育医療の給付時に医療助成の対象となる場合は手続きを簡素化できるよう別に規定を定

め、対応する規定を関係条例に追加するものでございます。

この施行期日につきましては、平成25年4月1日公布の日から実施しようとするものでございます。

なお、一部改正となります条文の新旧対照表につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○空委員長

それでは、議案第36号について審査をいたします。

御意見ございますか。

○松浦委員

今の中で未熟児等のお話がありましたけれども、これに対象となる方というのか、子供というのか、世帯というのか、大体どのくらいいらっしゃるものなのか、わかる範囲で。

○松野子育て支援課長

2年、3年前ほどにはおおよそ二、三名で推移していました。

ただ、昨年については8名ほどということで、若干多い状況となっております。

○松浦委員

わかりました。

○空委員長

他の委員さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第36号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定をいたします。

ここで、議案の審査9件について終了いたしましたので、5分ほど休憩をいたします。

午後1時55分休憩

午後2時00分再開

○空委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、これから請願並びに要請について御審査をいただきます。

請願5件、継続審査3件、それから新規2件、それから要請1件ということで、計6件について

審査をいたします。

まず、請願第3号及び請願第8号につきましては、同一趣旨の願意であることから、一括して審査をいたしたいと、このように思います。

請願第3号網走市国民健康保険料の引き下げを求める請願、それにつきましては、平成23年6月23日以降、4回に及んで継続審査という形になっております。並びに請願第8号網走市国保料引き下げを求める請願について、これについては平成23年9月8日審査以来、3回の継続審査という形になっております。

なお、請願第8号につきましては、1,750筆の署名がこれによって提出されていることを申し添えたいと存じます。

それでは早速、審査をいたします。御意見どうぞ。

○松浦委員

この間、何度か議論をした状態ですけれども、国保料が高いということは多くの住民の皆さん実感しているものだろうというふうに思います。

その要因についても、おおよそ国の問題もあるのですけれども、それをいつまでも待っている状況にもないということで、とりわけ国保加入世帯というのが年々ふえてきているので、団塊の世代が今、定年を迎えて、その後、国保に加入してくるということもありまして、大体、全世帯の32%を超えるぐらいの世帯が国保に加入していると、こういう状況であります。

そういう中であって、今、この国保料を引き下げてほしいと、1世帯当たり1万円引き下げてほしいというささやかな願いでもありますので、これはぜひ皆さんの御理解をいただいて、採択をしていただきたいと思います。署名なども1,750筆を超える署名など上がってきているということからも、ぜひその辺御理解をいただいて、採択をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○空委員長

他の委員の皆さんは。

○立崎委員

今、松浦委員のほうからもお話があったとおり、国保料が高いというのは他のニュースでも本当に皆さん理解していることだろうなというふうに思っております。

国の対応というのは、なかなか悪い、負担割合の問題だとは思いますが、それらのほう

は問題だということは私どもも承知しております。

今、1,750筆以上の署名のほうも上がってきているというお話も十分理解させていただいております。

しかしながら、やはり地方自治体でささやかながらとは言いましても、金額のほうを補填していただくというか、引き下げていただくというお話なのですけれど、ささやかとは言ってもささやかというか、金額の大小にかかわらずその状況というか、その行為につきましてはやはり大変、難しいものがあるのではないかというふうに判断をするところでございます。

したがいまして、私ども拓進会といたしましては継続という判断でお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○空委員長

他の委員さんは。

○古都委員

これは前回も同じような発言になるのですけれども、6,000世帯ということで、その財政調整基金からの繰り入れということです。6,000世帯で1万円を引くと約6,000万円を毎年、予算を伴ってしまいますし、その部分も考慮してやはり正直厳しい状況が多いのではないかなと、現状ではそういう部分があると思いますので、現状においては継続でお願いします。

○空委員長

その他、御意見ございますか。

○渡部副委員長

これまでも平成23年6月から審議をしてきた経過があると思うのですが、税と社会保障の一体化ということで、これからこれ以外のことのさまざまな要因がその後の請願等にもかかわってくることなので、現状、いろいろなものにかかわってくると思うのですけれども、やはり国民健康保険料、市に対してという重い請願だと思っております。

そこだけを下ればいいという、下がるに越したことはないのですが、なかなか難しい問題かなと思っておりますので、今回も継続です。

○松浦委員

それぞれ委員の皆さんからお話がありましたけれども、例えば今、古都委員のほうから毎年、

6,000万円ずつというようなお話もありましたけれども、必ずしも毎年6,000万円を一般会計から投入するというようなものではなくて、いわゆる保険料を下げるために1万円下げるためには6,000万円が必要だということであって、それを毎年繰り返すということではないというふうに私は理解しています。

それから、先ほど立崎委員からもお話がありましたけれども、ただ先ほどの補正予算の審査の中で国の提案があって、例えばそれこそ国保の運営健全化ための出産一時金に市も予定外で出している、それから福祉医療影響分としても出しているというようなことから、やはり特に国保というのは市民全体の3分の1を超えるだけの市民がかかっているということから、そのことを考えたときにやはり一定の法定外の繰り入れをして、保険料を下げて、できるだけ負担が軽い形で行うというのがやはり必要なのだろうと。だから全国いろいろなところでも、道内でもかなり一般財源の法定外繰り入れをやっているのだろうというふうに思います。

その辺ぜひ、皆さんの御理解をいただいて、賛同いただけないものかと、このようなふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○空委員長

それぞれ委員さんから御意見がありましたけれども、ただいまの説明で考えが変わる方はおりますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、請願第3号及び請願第8号につきましては、基本的に全会一致を基本といたします。

今回の審査において、全会一致という形はとれませんので、これらについては継続審査と決定をいたします。

続きまして、請願第10号乳幼児医療制度を拡充し就学前まで無料化することを求める請願について、これにつきましては、平成23年9月8日に初めての審議がされました。3回続いて継続審査という形になっております。

なお、これらについては578筆の署名を添えて提出されていることを申し添えて、早速、審査入りたいと思います。

○松浦委員

これも議論してきたところですが、乳幼

児医療費ということで出ているわけですが、今、管内でも、あるいは全道の中でも相当拡大が、この医療費の無料化の拡大というのがやられているわけです。

やはり、このオホーツク管内を見ましても、網走市は今、実は最低なのです。それ以外のところは何かの形で拡大をしています。中には中学生までというところもあります。

そういう意味では、今、まさに乳幼児医療費、子供医療費とも言われたりしていますけれども、この無料化の拡大というのは社会が求めているのだらうというふうに思います。

とりわけ、子育て世代の人たちの収入が非常に減っているというようなことも考えたときに、これまでも申し上げておりますけれども、ここで言われているような形で就学前まで、せめて就学前までの無料化に必要な財源というのはおおよそ1,600万円というふうに言われていますから、これはぜひせめて小学校に入学する前までは入院、通院ともに無料化をしてほしいという保護者の願いというのは実現させるべきだというふうに思います。

それで、以前の議論の中で所得制限の導入ということもありましたけれども、請願者にも私、そのことを聞きましたら、そういう声があるのであれば、この2についてはあえて入れなくても結構ですというようなお話もございます。

ぜひ、そういう点では賛同していただきたいなというふうに思います。

そこで参考にですが、理事者のほうに伺いたいのですが、オホーツク管内の乳幼児医療費の無料化の拡大というのはどのような状況になっているのか、わかっていれば伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

乳幼児医療の無料費の拡大につきましては、管内、私が調べた時点でございますけれども、管内で18市町村のうち、課税世帯、非課税世帯、また入院、通院ということでさまざまな状況がございます。

実際的には、非課税世帯では7の市町村が道の基準より上回った年齢の拡大を行っています。また、課税世帯におきましては、18市町村中、15の市町村が拡充という形での取り扱いをしているというふうに理解をしています。

○松浦委員

今、課長のほうから説明がありましたように、私も調べたらそのようなことで、今、管内的には網走の乳幼児医療費の制度が拡充という点で非常におくれていると、そのようなふうにも思いますので、その辺のこともぜひ皆さん踏まえて賛同いただきたいなというふうに思います。

○空委員長

他の委員さんは。

○立崎委員

この件に関してなのですが、ずっと過去から議論されてきた中で所得制限のお話がやはり一番出てきたかと思います。

今回、それを外しても構わないという請願者の声もあるというお話でございます。それから、578筆の署名ということで、それから今、説明のあったとおりの当市における乳幼児医療体制のおくれということ十分理解したところでございます。

そんな中で、乳幼児を持っているお父さん、お母さんたちの声というのは、確かに1,600万円かかるというお話で、大変、高額になるのだなというふうに思います。

所得制限のことを導入しないという話でいろいろあるのですが、そこに今度、そこまでの間、受け入れ体制のことをちょっと考えていきたいなというふうに思います。

現状、当市内では厚生病院を含め小児科の病院もたくさんありますけれども、受け入れる側の体制との協議というか、その辺も実は心配しなくてはいけないのではないかなというふうに思います。当市における病院というのは、当市だけでなく周りの近隣の町村からもたくさんの医療者が当然のように入ってきていると思うのです。

そんな中で、対応し切れるのかどうかというのは、患者さんの数が恐らく急激にふえるのではないかなという気もいたします。無料化にすることによって、ですので、その辺の調整を図りながら進めていくのであればいいのかなというふうに思います。

現状、このままの体制で出すにはちょっと難しいのかなという部分でありますので、継続ということでお願いしたいと思います。

○古都委員

1,600万円ということで、たしか前回お話しし

たときに1歳までなら何とかかなりそんな感じだという話をしたかと思うのですけれども、1歳の引き上げ。

だから、いきなり就学前という段階的な形ではなく、現実的なほうにすればどうかというのがありますし、あとは受け入れ体制としてというお話だったのですけれども、前回は厚生病院の小児科の先生と話した時にその話をちょっとしましたら、患者がふえる面についてはまだ余裕があるから問題ないという感じの回答だったので、当市的にはそういう部分も加味されれば採択したいなと思っております。

○渡部副委員長

医療体制の問題の整理というのは私も必要になってくるのでのあらうと思いましたが、この願意はまずお金がなくて子供の命を守らなければいけないのに、病院に行けないとは何事かという内容の願意はとっても、前回やはりそう不安なお母さん、お父さんのために相談体制というのも一方で必要になってくるというの皆さんも御理解をしていただけたと思うのですが、これは予算特別委員会のほうでも内容にあります、来年度どういった形かわかりませんから24時間体制でその部分というのは電話の形で相談体制というかとられて、そこも対象者の中にはやはり子育てのやっている親御さんたちが夜中、子供が熱を出した、病院に行けないといったときに電話をするという一つのフォローもあるのかなというふうに思います。

所得制限云々の話もございますし、近隣町村の話聞いても、やはり網走というのはその部分で、いつかの段階で何かをしなければいけないのだというの願意からは私はわかるのですが、子育て支援、先ほどお話がありましたように少子化がすごく進んで人数も幼稚園に入る子の人数も減っているなんていうことがありますし、子育て支援と同時に少子化対策の一つでやっている市もありますので、願意もわかるのですけれども、いろいろなことの整理が必要になってくるのかなという理由で継続です。

○松浦委員

古都委員が言われましたように、この就学前までの無料化を拡大した場合、小児科医がパニックになるかといったら、そんな事実は実はオホーツク管内ではないですね。紋別は、今度は中学校ま

でというような情報もありますけれども、それは卒業までやったときに、では小児科医がそのことによってもう仕事がどうにもならないということが起きたかといったら、ありません。

それから、コンビニ診療が大変だったかといったら、その話もほとんど私は知りません。

そういうことから、やはり親としての心理としては、安心して病院にかかれるということがあると、お金がなくても学校に上がる前までは入院も通院もお金がかからないのだという、その安心感というのが非常に違うのだらうと。

先ほどの副委員長のほうから24時間相談体制、それはそれで非常に大事だと思うし、ではそれによって病気が治るかといったら、治りません。親がそのことによって病院に連れて行くタイミングを知ることはできますけれども、そのことによって病気は治らないということだと思います。

そのようなことをいろいろ考えますと、やはりせめて小学校上がるまで、1,600万円というのは高額というふうに立崎委員が言われましたけれども、網走市にとって1,600万円が子供を安心して育てる環境にするために高いお金かといったら、全くそんなことはない。わずかなお金だというふうに私は思っております。

そういう点では、この請願の願意、若い子育て真っ最中の人たちが大変な思いをして子育てしている、その人たちはこの網走市を将来、背負っていくわけですから、そのことを考えれば何も高いお金ではないと思う。この程度のお金で済むものであれば、大いに推進すべきだと私なんかはこんなふうに思うところです。

ぜひ、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

○空委員長

ただいまの御意見に対してございますか。

それぞれ皆さんから御意見を伺いました。

願意については、過去3回の審査よりも相当、理解度という部分といいますか、これについては深まっているというふうに理解はできますけれども、今回については継続という声がございます。

そういう意味におきまして、請願第10号乳幼児医療制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願については、継続といたします。

続きまして、請願第24号生活保護基準の維持を求める意見書提出についての請願、これは新規で

ございます。並びに15番生活保護基準の引き下げに対する意見書提出について、これについては平成24年度12月13日に継続になった案件でございますので、同一の願意であるというふうに判断いたしまして、一括審査をいたしたいと思います。

早速、御意見を伺います。

○松浦委員

要請については私ども共産党議員団から要請したものでございますが、今回、新しく実は生活基準と健康を守る会網走班のからも上がっているということでもあります。

今、安倍内閣になって、そして今回、大型な補正があったり、あるいは新年度予算も大型の運用を進めるというようなことでもあります。軍事費なんかもふえているという中で、この社会保障に生活保護費を削減すると、3年間にわたって削減していくというようなことは閣議決定されたということでありまして、もしこの生活保護基準が今の基準より引き下げられますと、就学援助を初め最低賃金、それから国保なんかにも影響を与えるだろうと、さらには非課税世帯が課税世帯になるというようなこともあります。

さまざま点にこの生活保護基準の引き下げというのは、影響を与えると、こんなふうに言われています。

そういう意味からいっても、この生活保護費はこの請願の記のところにありますように、現在の生活保護基準を維持することありますから、引き上げることという問題ではなく、とにかく今の状況を守ってくださいと、こういう意味です。

そういう意味では、まさにささやかな願いといえますか、だというふうに思います。

そして、先ほど言いましたように基準が下げられることによって、低所得者がより一層、非課税が課税になったり、就学援助で今まで受けられたのが切られてしまうと、こういうことで結果として低所得者の人が大変、厳しい生活を余儀なくされると、こういうことなので、ぜひ皆さんに御理解いただいて賛同していただきたいというふうに思います。

○空委員長

他の委員さんは。

○小澤委員

今回この生活保護費の基準維持を求めるという福祉の請願でございますが、この生活保護受給者

というのが今現在200万人を超えているというように言われております。

受給者1人を国民1人の負担で割りますと、1人が大体2万6,000円程度で、就労者数で割り返すと年間大体6万ぐらいの負担というように、これは間違いのない事実だというふうに思っております。

この生活保護制度というのは、持続可能な制度にしていかなければいけないということが基本だと思いますし、まず就労できる受給者の自立を促すということが何よりも重要だということが基本にあるのではないかなと思います。

その中で、ここには基準を維持するというふうに書かれておりますが、そしてまずこの制度の維持というのが必要ではないかなというふうに思います。

このままふえ続けていくと、本当に近い将来、制度自体が破たんしかねないというふうに私自身思いますので、引き下げという形ではございますが、今、その中身についても議論されていることでありまして、就学支援や保育料の関係なんかこの間では、それに関しては現状のままいくのではないかなというように話にもなっておりますので、ここは少し様子を見て制度自体の維持ということを念頭に置いて議論を進めていったほうがいいのではないかなというふうに思いまして、今回、この請願に対しましては継続という形で判断をさせていただきます。

○空委員長

他にございますか。

○古都委員

大体、今、小澤委員から言ってもらいましたけれども、文化的な最低限度の生活という部分ではパートやアルバイトの人たちは実質、家賃等の支払いを除くと自由になるお金が生活保護の人より少ないということも事実いらっしゃいます。

その中で、逆に安易に生活保護に走らないようにという部分が必要だと思いますけれども、まだこの内容とか、サービスの部分という部分は残るのではないかなという部分である程度、話し合いになっていきますので、小澤委員が言っているセーフティネットとしては維持が間違いなく必要な制度だとは思いますが、今回の部分については私も継続とさせていただきます。

○渡部副委員長

私どもといたしましては採択の方向なのですが、実は前回の12月の要請のときには継続という意見を述べさせていただきました。

これはまだ、社会保障審議会の部会の中で検討中ということで見えてこないの、どういうものが出てくるかわからないという意味で継続の意見を言わせていただいたのですが、もう一般的に報道とかでも大まかな内容というのが、今後のどういことが予想されるというのも一般的に公表された中で、先ほど松浦委員のおっしゃっていた、まず第一に生活保護の受給者以外の方に及ぶ部分もあるということの整理をまだされていない状況にあるのです。それも問題だということもあるのですけれども、それ以外の影響もどこまで及ぶのかということがまず数値化されていません。

その整備というのは、各自治体でやるべきだという意見もあったりですとか、その辺が浮いたまま基準が下がるということに対してこれから、その影響を受ける人たちのことを考えますと、基準を維持する今は、そういうことをしていかなければいけないのではないかなということで、私どもとしては今回は採択ということでさせていただきますと思います。

○松浦委員

古都委員、それから小澤委員のほうからお話があったのですが、ちょっと違うのだろうと。基本的には日本国憲法24条、全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有すると、こういうことが書かれております。これをもとに思っているのがあるのです。

そして今現在、生活保護を申請すれば全ての人を受けられるかといったら、実際は今、違うのです。受けなければならない人たちがたくさんいる中で、受けている人がほんのごくわずかというふうに言われています。それはヨーロッパとかでも、天と地ぐらい日本の生活保護というのは厳しくされているのです。

それで今回、政府が閣議決定したのだけれども、これは生活保護の社会保障制度審議の中の生活保護の関係の部会の中で、実態調査したときに生活の非常に低所得者層の食費、あるいは生活費、最低限の費用、それから保護者の費用となったときには、やはり生活保護のほうの方が2万円近く低くなっているのです。にもかかわらず、生活保護費を下げるというふうな閣議決定をしたという

点には、非常に問題だというふうに思います。

だから、生活保護部会の人たちも多分、驚いているだろうと、自分たちの答申したものと違う形で理解されて、保護費が基準を下げられると、そのような話でありますから、そういう意味でもやはり保護基準が下げられるということは、相当、大変なことだと、こんなふうに思うのです。

それで、今度、担当課長へ言うからわかる範囲で、わかれば教えてほしいのですけれども、生活の基準を下げることによって、私先ほど何点か言いましたけれども、相当の項目で影響を受ける制度があるだとか云々と言うけれども、その辺、わかる範囲であればお願いします。

○川上社会福祉課長

今、委員おっしゃいました生活保護基準、生活保護基準を見直すという影響を受ける制度ということでございますけれども、私どもも国から通知とかそういう部分はございませんで、報道、新聞とか、そういう報道でしか情報を得ておりませんけれども、その中では今おっしゃっています就学援助だとか、保育料だとか云々、さまざまなそれから非課税基準だとか、最低賃金、そういうことの報道での情報しか得ていないというのが現状でございます。

○空委員長

それでは、それぞれ皆さんから意見が出されました。

内容については賛否両論というのが現状でございます。

委員会として、採択するには全会一致を基本とするということでございます。

つきまして、平成24年度生活保護基準の維持を求める意見書提出については、全会一致とならないということでございますので、継続審査といたします。

なお、15番目の要請につきましてでありますけれども、本件は日本共産党議員団から昨年12月7日開催の議会運営議会において、当委員会に付託されたものであります。

要請の受理を受けてから2回も定例会が経過しても結審に至らない場合については、案件は審議未了ということになっているために、本日の委員会でも結審がなりませんので、審議未了、廃案すべきものと決定されましたので、御承知を願います。

次に、請願第25号安心できる介護制度の実現を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

御意見を伺います。

○松浦委員

これはオホーツク勤医協労働組合から上がってきたものです。

それで、皆さん御承知のように昨年、介護報酬改定が行われたというようなことで、ヘルパーさんたちがそれまでの30分から60分未満とか、60分以上とかとあったのが変えられて、20分以上45分未満と、この15分を削られることによって、今までやれたことができなくなってしまったりするのです。

そして、結果としてそのことによって介護を受けている人方の症状が悪化するというようなことも全国の中で生まれてきていると。やはり、この15分の差というのは非常に大きいと私も思いますし、現場にいるヘルパーさんたちの声です。

だから、十分にサービスを受けている人たちと、それからヘルパーさんとのコミュニケーションも十分にとれないと、時間に追われるというようなことで、さっさとやらないと45分以内には終わらないというのがあって、非常に大きな声として上がってきています。

そういう点で、介護労働者というのは非常に大変な思いして働いていると、しかしこの前、請願を持ってきた組合の方も言っていましたけれども、非常にきついと、きつくて賃金が安いと、そして危険で汚い仕事も当然しなければならないというようなことで、それでもやはり必死に頑張っていると、しかし定着率という点では非常に一般の職業から見ると低いということで、やはりそういう点ではこの介護保険制度もより充実したものになければならないということで、この記にありますように三つ上がっております。

その中で、3については、これは余りこだわらないけれども、3についてはなかなか理解が十分得られなければ、この部分についてはカットしてもいいのですけれどもというようなことで、とにかく状況をぜひ理解していただいて、この請願について採択していただきたいと思っているところでございます。

○空委員長

他の委員さん。

○小澤委員

この請願についてですが、介護制度というのは2000年から始まった制度でございますが、これまでも3年に一度の介護報酬の見直しというようなことを踏まえて、前回の改正時には報酬は引き上げになったのですが、なかなか給料の介入しなかったというようなことがあったというふうに記憶しております。

これは2012年の改定のときに、きっとこれから団塊の世代が75歳とかになるときに、後期高齢者になるというところをにらんだ政策の第一歩の改革なのではないかなというふうには思っていますが、やはりここに書いていますけれども時間の短縮により、やはり仕事だけになってしまって、どうしてもサービスの中で会話ができなくなったりだとか、そういうところは低下ということで懸念をされているというのも現場のほうからも声として上がってきているというのは事実だと思います。

そのようなことで、この介護報酬の引き上げというのはやはり必要になってくるのではないかなというふうに私も思います。

また、この時間についても、まだ十分、現場としてどうなっているのかというところを把握していないところでございますが、このサービスというところを踏まえて検討しなければいけない部分だと思います。

松浦委員からも言うておられましたが、3番については国費の負担による賃金の引き上げということで、こちらにつきましては私も賛成はできないということで、これは介護報酬の中で引き上げに伴って事業売り上げが上がり、職員の賃金によって値上がりするというような構造をつくっていかねばいけないなというふうに思っていますので、この3番について先ほどの対応を述べましたけれども、これは削除してもいいようなお話でしたので、それでしたら願意としてはわかりました。

○古都委員

同じような声を私も聞いておりますし、また介護現場としても大変な部分いろいろ聞いていますけれども、大体もう発言されたので、私も3番以外、3番を削除されるのであれば請願については採択したいなと思います。

以上です。

○渡部副委員長

昨年の介護報酬の改定の段階でも、現場の意見等を実態に基づいた形で20分以上、45分未満というのを新設された状態だと認識しておりますが、実際に単位というか、単価を調べてみますと45分以上というふうになったことによって、実際に単価は下がっていますので、国は必要なサービス料の上限を決めたわけではないので可能であれば1日2回、行くこともできるというようなことを付しておりますが、実際は介護の現場ではそうでき得ることと、人員が足りなくてそういうふうにならない部分があるので、サービスを受ける側に影響が出ているということには間違いはないのではないのかと思います。

運用的にまだ定着し切れていなくて、事業所側でも混乱があるのかなと思いますけれども、やはりそのことに関しては介護を受ける、サービスを受ける側の現在の影響というのは一番心配されるところでありますので、私もこの記につきましても、1と3を一緒にすることができるのかな、なんて1回考えたのですが、やはり別な内容ですので私もちょっと気になっていたことなので、請願者の方が3は無理してやらなくもいいということであれば、私も採択の方向で、意見書で調節をしていただければと思います。

○空委員長

それでは、請願25号につきましては、一部を除いて採択という御意見が出ております。

これらについて、皆さんにお諮りいたします。

請願第25号の安心できる介護制度の実現を求める意見書提出についての請願でございますけれども、るる前文がありまして、下に記が3項目ございます。このうち、皆さん方の御意見で3番の全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと、この部分を削除することによって採択をしてもよいと、要は採択すべきという御意見がございますけれども、そのような取り扱いをしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、請願第25号につきましては、委員全員が一部採択ということでございますので、早速、これらについて意見書を作成しなければならぬということでございますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時43分休憩

午後2時45分再開

○空委員長

再開をいたします。

請願第25号安心できる介護制度の実現を求める意見書提出についての請願につきまして、一部を除き採択すべきものと決定をされております。

ここで、意見書の内容をもって決定といたしたいと思いますが、皆さん方の意見書案について内容の精査をお願いします。

御意見があれば伺います。

(「なし」の声あり)

○空委員長

よろしいですか。

それでは、安心できる介護制度の実現を求める意見書、これは案となっておりますけれども、これを意見書ということで決定をいたします。

なお、提出先につきましては、地方自治法99条の規定により、意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に各通提出をするということで、決定をいたします。

上程をいたしますということでございますので、訂正いたします。

次に、以上、当委員会の案件につきましては、議案9件、請願5件、要請1件と、全て審議が終了いたしましたけれども、その他の部分で御意見を伺いたいと思います。

理事者のほうでございますか。

(「ありません」の声あり)

○空委員長

委員のほうで。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして生活福祉委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後2時48分 閉会